

複数 中規模防火対象物

建築名称 消防計画

第 1 章 総 貞

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、(建物名称) のうち（ 管理権原者名又は役職名 ）の管理権原の及ぶ部分における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、(建物名称) のうち、次に示す部分に勤務（居住）し、又は出入りするすべての者に適用する。

—計画の適用範囲—

- 1 (例 2階○○店内)
- 2 (例 2階○○店前の廊下部分・階段部分)
- 2 防火管理業務に従事する者（委託を受けて当該業務に従事する者を含む。）は、この計画の定めるところにより管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

(委託状況等)

第3条 防火管理上必要な業務の一部委託の係る受託者の氏名および住所並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法は、別記様式1のとおりとする。

(管理権原者の責任等)

- 第4条 管理権原者は、(建物名称) の防火管理業務について、すべての責任を持たなければならない。
- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。
 - 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
 - 4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。
 - 5 管理権原者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検を実施しなければならない。
 - 6 各々の事業所等の管理権限者は、協議会構成員として、防火対象物全体の安全性を高めるよう努めるとともに、定期的に開催される共同防火管理協議会に参加しなければならない。

(防火管理者の権限と業務)

第5条 防火管理者（ 氏名又は役職名 ）は、この計画の作成について管理権原者の指示を受け、実行にあたってのすべての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 消防計画の作成又は変更
- (2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (3) 従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 建築施設等の自主検査の実施及び監督
- (5) 防火対象物及び消防用設備等の点検・整備時の立会い

- (6) 改修工事など工事中の立会い及び安全計画の策定
- (7) 火気使用設備・器具及び喫煙等の火気の使用、取扱いの指導、監督
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導、監督
- (10) 管理権原者への提案や報告
- (11) その他防火管理上必要な業務
- (12) 統括防火管理者への報告
 - ア 用途及び設備を変更するとき
 - イ 消防計画を作成又は変更したとき
 - ウ 防火管理者を選任又は解任したとき
 - エ 防火対象物及び消防用設備等の法定点検を実施したとき
 - オ 内装の改修又は改築等の工事を行うとき
 - カ 臨時に火気を使用するとき
 - キ 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき、及び改修するとき
 - ク 催物を開催するとき
 - ケ 防火管理業務の一部を委託するとき
 - コ 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
 - サ 消防計画に定めた訓練を実施するとき
 - シ その他統括防火管理者から指示命令された事項

(消防機関への届出及び連絡等)

第6条 管理権原者は、次に掲げる業務について消防機関への届出及び報告をしなければならない。

- (1) 防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき。
- (2) 防火対象物及び消防用設備等の法定点検を実施したとき。
- (3) その他消防法令により義務付けられている届出

2 防火管理者は、次に掲げる業務について消防機関への届出、報告及び連絡をしなければならない。

- (1) 消防計画の届出（変更した場合を含む。）
- (2) 消火、通報及び避難訓練を実施するときの事前通報及び指導の要請
- (3) その他防火管理に関する必要な事項

(防火管理業務に関する資料等の整備)

第7条 管理権原者は、前条により届出又は報告した書類の写し及び防火管理業務に必要な図書等を本計画とともに取りまとめて、防火管理維持台帳を作成し、整備し、保管しなければならない。

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第8条 日常における火災予防及び地震等の災害時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに各階又は区域ごとに防火担当責任者及び火元責任者を決め、別表1のとおり編成する。

(防火担当責任者の業務)

第9条 防火担当責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること。

- (2) 防火管理者の補佐に関すること。
- (3) 休日、夜間における予防管理に関すること。
 - ア 休日、夜間に営業を行わない事業所等
 - (ア) 退社時における措置に関すること。
 - (イ) 警備担当部門等への業務引継ぎ等に関すること。
 - イ 24時間営業の事業所等
 - 昼間から夜間体制への移行業務の引継ぎ等に関すること。
- (4) その他防火管理上必要な業務に関すること。

(火元責任者の業務)

第10条 火元責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 担当区域内の火気の管理に関すること。
- (2) 担当区域内の建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防用設備等の日常の維持管理に関すること。
- (3) 地震等における火気使用設備・器具の安全確認に関すること。
- (4) 防火担当責任者の補佐に関すること。
- (5) その他防火管理上必要な業務に関すること。

(宿〔日〕直員の業務)

第11条 宿〔日〕直員は、事業所等を定期的に巡回し、火災予防上の安全を確認するとともに、その結果を防火管理者に報告しなければならない。

(自主点検をするための組織)

第12条 自主点検をするための点検班を別表2のとおり編成し、防火対象物に設置されている建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設及び消防用設備等について、適正な機能を維持するため点検を行う。

(建築施設等の自主点検)

第13条 建築施設、火気使用設備・器具及び危険物施設等について、「自主点検票」に基づき自主点検をしなければならない。なお、点検時期については下表のとおりとする。

建築施設等自主点検

点 檢 対 象	点 檢 時 期	
防 火 管 理 等	月	月
火 気、火 気 の 使 用 制 限、 危 険 物 施 設	月	月
少 量 危 険 物	月	月
指 定 可 燃 物	月	月

(消防用設備等の自主点検)

第14条 防火対象物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、法定点検のほか「自主点検票」に基づき自主点検をしなければならない。なお、点検時期については下表のとおりとする。

消防用設備設等自主点検

点 檢 対 象	点 檢 時 期	
消 火 設 備	月	月
警 報 設 備	月	月
避 難 設 備	月	月
消防活動上必要な施設、 そ の 他	月	月

(共用部分の検査)

第15条 共用部分の消防用設備等、建築施設、火気使用設備・器具及び危険物施設等の自主点検・検査は（**氏名又は役職名**）がしなければならない。

(防火対象物及び消防用設備等の法定点検)

第16条 管理権原者は、その防火対象物における防火管理上必要な事項及び設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、下表により法定点検を実施させなければならない。

2 防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等を点検するときには立会わなければならぬ。

防火対象物点検資格者に行わせる法定点検

防火対象物定期点検	点 檢 時 期
	月

消防設備士（点検資格者）に行わせる法定点検

消防用設備等	点 檢 時 期		総合点検 月
	機 器 点 検	総 合 点 検	
消 火 器	月	月	
屋 内 消 火 栓 設 備	月	月	
スプリンクラー設備	月	月	
自動火災報知設備	月	月	
非 常 警 報 設 備	月	月	
避 難 器 具	月	月	
誘 導 灯	月	月	

(点検結果の記録及び報告)

- 第17条 建築施設、防火対象物及び消防用設備等の自主点検又は法定点検をした者は、点検結果を記録し、防火管理維持台帳に保管しなければならない。
- 2 自主点検又は法定点検をした者は、その結果を防火管理者に報告し、防火管理者は、管理権原者に報告しなければならない。
- 3 管理権原者は、防火対象物の法定点検の結果を（　　）年に1回、消防用設備等の法定点検の結果を（　　）年に1回、消防機関に報告しなければならない。

(不備・欠陥等の整備及び報告)

- 第18条 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者の指示を受け改修しなければならない。
- 2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間がかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を策定しなければならない。

(統括防火管理者への報告)

- 第19条 防火管理者は、自主点検及び法定点検の結果を統括防火管理者へ報告しなければならない。
- 2 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修計画及び改修結果を統括防火管理者に報告しなければならない。

(火気等の使用時の遵守事項)

- 第20条 火気等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) ガスコンロ、電熱器等の火気使用設備・器具は、指定された場所で使用すること。
 - (2) 火気使用設備・器具を使用する場合は、事前に設備・器具の点検をしてから使用すること。
 - (3) 火気使用設備・器具の周囲には、可燃物等を置かないこと。
 - (4) 火気使用設備・器具を使用した後には、必ず点検を行い、安全を確認すること。
 - (5) 禁煙場所では、喫煙しないこと。
 - (6) 終業時には、灰皿を指定された安全な場所に集めること。

(臨時の火気使用等)

- 第21条 次に掲げる事項を行う者は、防火管理者へ事前に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。
- (1) 指定された場所以外で臨時に火気を使用するとき
 - (2) 各種の火気使用設備・器具を設置又は変更するとき
 - (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき
 - (4) 危険物の貯蔵、取扱い又は種類、数量等を変更するとき
 - (5) 改装又は模様替え等の工事を行うとき
 - (6) その他防火管理上必要な事項

(施設に対する遵守事項)

- 第22条 従業員等は、避難施設及び防火施設の機能を有效地に保持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する避難施設
ア 避難の障害となる設備を設けることや、物品を置かないこと。

- イ 床面は避難の際に、つまずき、すべり等を生じないよう維持すること。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠・開放できるものとし、開放した場合は、廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 火災が発生したときの延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するための防火施設
- ア 防火戸は、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
 - イ 防火戸等に近接して延焼拡大の要因となる可燃性の物品を置かないこと。

(工事中の安全対策)

第23条 防火管理者は、増改築等の工事を行うときは工事中の安全対策をたて、また、次に掲げる事項の工事を行うときは「工事中の消防計画」を消防機関に届け出なければならない。

- (1) 増築等で建築基準法に基づき、特定行政庁に仮使用申請をしたとき。
 - (2) 消防用設備等の増設又は改修工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼすとき。
- 2 防火管理者は、工事関係者に対して次に掲げる事項を周知し、遵守させなければならない。
- (1) 溶接その他の火気を使用して工事を行う場合は、作業計画を防火管理者に提出し、必要な指示をうけること。
 - (2) 火気を使用して工事を行う場合は、消火器等を準備して消火できる態勢をとること。
 - (3) 指定された場所以外では、喫煙、たき火等の火気を使用しないこと。
 - (4) 危険物等を持ちこむ場合は、その都度、防火管理者の承認を得ること。
 - (5) 工事区域内の作業場ごとに火気の取扱責任者を指定し、工事の状況について定期的に防火管理者に報告されること。

第3章 自衛消防活動

(自衛消防隊の設置)

第24条 火災等の災害が発生したときに被害を最小限に止めるため自衛消防隊を設置する。

2 自衛消防隊の編成及び主たる任務は、別表3のとおりとする。

(自衛消防隊長等の任務)

第25条 自衛消防隊長は、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるように統括し、また、消防隊との連携を密にしなければならない。

- 2 自衛消防副隊長は、隊長を補佐し、隊長が不在の場合は、その任務を代行する。
- 3 担当区域の責任者は、担当区域の初期活動の指揮統制を図るとともに隊長への報告及び連絡を密にしなければならない。

(通報連絡)

第26条 火災の発見者は、消防機関（119番）へ「所在地、名称及び目標、被害の状況等」を通報するとともに、（**氏名又は役職名**）に知らせ、さらに周辺に火災を知らせなければならない。

(消火活動)

第27条 消火係員は、消火器具及び屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行い、火災の延焼拡大防止にあたらなければならない。

(避難誘導等)

第28条 避難誘導係員は、火災が発生した場合、適切な避難経路を選択し、避難誘導にあたらなければならない。

2 エレベーターによる避難は行わず、また屋上への避難も原則として行わない。

3 避難誘導係員の部署は、非常口、階段室前及び行き止まり通路等とする。

また、忘れ物等のため、屋内に戻る者ないようにしなければならない。

4 避難誘導にあたっては、放送設備、携帶用拡声器又はメガホン等を有効に活用して避難者に避難方向及び火災の状況を知らせ、混乱の防止に努め、出火階及び上層階の者を最優先に避難させなければならない。

5 避難器具は、地上と連携を図り、安全に留意して設定しなければならない。

6 負傷者及び逃げ遅れた者に関する情報を得たときは、直ちに本部に連絡しなければならない。

7 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れた者の有無を確認し、本部に連絡しなければならない。

(安全防護措置)

第29条 安全防護係員は、火災が発生したとき排煙口の操作を行うとともに、防火戸・防火シャッター又は防火ダンパー等の閉鎖等を行わなければならない。

(応急救護)

第30条 救護係員は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に救護所を設置しなければならない。

2 救護係員は、負傷者等の応急救護を行い、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者等を速やかに搬送しなければならない。

3 救護係員は、負傷者等の住所、氏名、搬送先及び負傷程度等必要な事項を記録しておかなければならぬ。

(休日、夜間における自衛消防活動)

第31条 休日、夜間に発生した火災等の災害に対しては、次に掲げる活動を行わなければならない。

(1) 火災を発見したときは、直ちに消防機関に通報したあと、初期消火を行うとともに、在館者に火災の発生を知らせ、避難誘導をしなければならない。

(2) 自衛消防隊長及び防火管理者等の関係者へ緊急連絡網により急報しなければならない。

(3) 消防隊に対しては、火災を発見したときの状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所へ誘導しなければならない。

第4章 地震対策

(地震災害の予防措置)

第32条 点検班及び火元責任者は、地震が発生したときの災害を予防するために、点検

京丹後市消防本部

班の自主点検及び火元責任者の日常の維持管理に合わせて、次の措置を行わなければならない。

- (1) 建築物に付随する施設（外壁、窓枠、看板等）等の倒壊及び落下等を防止すること。
- (2) 事務室内、避難通路及び出入口等の棚、器具その他の物品等の転倒及び落下を防止すること。
- (3) 火気使用設備・器具の上部及び周囲には、転倒及び落下のおそれのある物品、その他燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 火気使用設備・器具の自動消火装置及び燃料等の自動停止装置等について、作動状況の点検を行うこと。
- (5) 危険物施設における危険物タンク等の転倒、落下又は漏えい等による出火防止及び送油管等の緩衝装置の点検をすること。

（備品等）

第33条 地震に備え、下表に掲げる品目を備蓄しておくものとする。

備蓄品

備蓄品目	備蓄場所
飲料水	1階倉庫等
非常用食料（乾パン等）	
懐中電灯	
携帯用ラジオ	
医薬品	
衣類	
携帯用拡声器	
その他の	

（地震発生後の安全措置）

第34条 地震が発生したときは、次に掲げる安全措置を行わなければならない。

- (1) 地震が発生した直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- (2) 火気使用設備・器具の直近にいる者は、電源及び燃料の遮断等を行い、各火元責任者は、その状況を確認して（**氏名又は役職名**）に報告すること。
- (3) ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料バルブ等の操作を行うこと。
- (4) 周囲の機器、物品等の転倒又は落下等による異常があったときは、（**氏名又は役職名**）に報告すること。
- (5) 防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建築物、火気使用設備・器具及び危険物施設等について点検し、異常があったときは、応急措置を行うこと。
- (6) 各設備・器具は、安全を確認した後に使用すること。
- (7) 防火管理者は、被害の状況等を防火担当責任者等に報告させ、把握すること。
- (8) （）の勤務者は、情報を収集するとともに事業所等に居る者の安全を確保するために、次の内容を放送すること。
ア エレベーターの使用制限
イ 落下物等からの身体防護の指示

（地震発生時の避難）

第35条 地震が発生したときの避難は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 在館者を落ち着かせ、自衛消防隊長が避難するよう命令するまで安全な場所で待機させること。
- (2) 避難場所（ ）に誘導するときは、順路、道路状況及び被害状況について説明すること。
- (3) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行うこと。
- (4) 避難は、全員徒步とし、一団となって避難すること。
- (5) 避難は、先頭と最後尾に自衛消防隊員を配置すること。
- (6) 安全防護係員は、倒壊した物品等で避難上支障となるものを除去すること。
- (7) 避難誘導は、協議事項に基づき、事業所等の避難誘導担当係員と協力して行うこと。

第 5 章 防災教育及び訓練等

(防災教育の実施時期等)

第36条 防火管理者が行う防災教育の対象者、時期及び回数は、下表のとおりとする。

防災教育の実施時期等

対象者	時期	実施回数
新入社員	採用時	採用時1回
正社員	()月、()月	年2回
	朝礼時	必要な都度
派遣社員	採用時等	採用時1回その他必要な都度
	朝礼時	必要な都度
アルバイト パート	採用時等	採用時1回その他必要な都度
	就業時	必要な都度

(防災教育の内容)

第37条 防災教育の内容は、概ね次に掲げる項目とする。

- (1) 消防計画について
- (2) 従業員等が遵守すべき事項について
- (3) 火災及び地震等の災害が発生したときの対応について
- (4) 過去の火災事例等の検討及び火災発生原因の傾向について
- (5) 消防用設備等の種類と役割及び日常における管理上の留意事項について
- (6) 防火・避難施設の種類と役割及び日常における管理上の留意事項について
- (7) 火気使用設備・器具の種類ごとの日常における管理上の留意事項について
- (8) 喫煙の管理について
- (9) 放火防止対策について
- (10) その他火災予防上必要な事項について

(講演会等)

第38条 防火管理者等は、消防機関が行う講演会及び研修会等に積極的に参加しなければならない

(ポスター、パンフレット等の掲示)

第39条 防火管理者は、消防機関から配布されるポスター等を見やすい場所に掲示するとともに、防災教育を実施するときに配布し防火思想の普及を図らなければならない。

(訓練の実施時期)

第40条 防火管理者は、下表により訓練を行わなければならない。

訓練の実施時期

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火、通報及び避難誘導を連携して行う訓練	月
		月
部分訓練	消火、通報及び避難誘導を個々に行う訓練	月
		月
基礎訓練	屋内消火栓操法、消防活動に使用する設備・器具等の取扱い訓練	随時
図上訓練	机上で行う訓練	

附 則

この消防計画は、令和 年 月 日から施行する。

別表1 火災予防のための組織編成（例）

防火管理者	防火担当責任者	火元責任者	
総務部長 氏名	1階 A課A課長 氏名	A 室	A課 氏名
		B 室	B課 氏名
		C 室	C課 氏名
		D 室	D課 氏名
	2階 E課E課長 氏名	E 室	E課 氏名
		F 室	F課 氏名
		G 室	G課 氏名
		H 室	H課 氏名

※別表1：氏名記入欄は、役職名としても可

別表2 自主点検を実施するための組織編成表（例）

種別	実施区分	実施班
自主点検	防火管理等	○○課 氏名
	火気、火気の使用制限、危険物施設	○○課 氏名 電気主任技術者等 ○○課 氏名 危険物取扱者等 ○○課 氏名
	少量危険物	○○課 氏名
	指定可燃物	○○課 氏名
	消防設備	○○課 氏名
	警報設備	○○課 氏名
	避難設備	○○課 氏名
	消防活動上必要な施設その他	○○課 氏名

※別表2：氏名記入欄は、役職名としても可

別表3 自衛消防隊の編成と任務（例）

隊長・副隊長	隊の区分	係 別	隊 員 名	任 務
自衛消防隊長 氏名	自衛消防副隊長 氏名	指揮係	○○○○○	1 隊長、副隊長の補佐 2 自衛消防本部の設置 3 地区隊員への命令の伝達並びに情報の収集 4 消防隊への情報の提供並びに災害現場への誘導 5 その他指揮統制上必要な事項
				1 消防機関への通報並びに通報の確認 2 店内への非常放送並びに指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）
				1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐
		自衛消防本部隊 避難誘導係	○○○○○	1 出火階並びに上層階に直行し避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放並びに開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定
				1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置
		救護係	○○○○○	1 応急救護所の設置（自衛消防本部へ設置） 2 負傷者の応急処置 3 救急隊との連携、情報の提供
				搬出係 その他の必要な係 非常持ち出し物品の搬送と管理

※氏名記入欄は、役職名としても可